

水の都ひろしま推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「水の都ひろしま推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、広島の河岸緑地等の豊かな水辺を、市民・民間の創意工夫等を最大限生かす空間として活用し、海外からの来訪者にも誇りうる「水の都ひろしま」にふさわしい都市空間を創造することを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 市民・民間の自由で多様な活用・取組に対する河川・河岸緑地等の積極的な開放などの先駆的な取組に関すること
- (2) 市民・民間の活動を支援する親水護岸等の整備の推進、並びに沿川景観の向上や川面に顔を向けたまちなみの整備等の推進に関すること
- (3) その他、「水の都ひろしま」実現にかかる事項の検討及び実施に関すること

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる者及び別表2に掲げる役職員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 協議会には、会長、副会長並びに監事を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故等のあるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 協議会には、市民・民間による水辺空間の公平かつ適正な利活用を図るため、必要に応じて選定委員会を設置する。
- 8 選定委員会の構成及び運営については、協議会が別に定める。

(会議の運営方法)

第5条 協議会は、原則として事業の企画立案、方針決定や報告案件がある場合、会長が招集する。

- 2 会長は、その議題の内容に応じ、必要と認めるときは、協議会に属しない者にオブザーバーとして出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。
- 3 協議会は、委員(経済、観光、行政関係の各委員が委任する各委員の所属団体関係者を含む。次項について同じ)の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 5 協議会で会長に一任することが承認された事項については、会長が決する。
- 6 会長は、軽易かつ緊急の処理を必要とする事項と認めた場合には、議決すべき事項を示した書面をもって委員の賛否を求めることができる。この場合、協議会の議決があったものとみなす。
- 7 協議会は、原則公開とする。ただし、議題の内容に応じ、会長または委員の発議により、協議会で議決したときは、これを非公開とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、国土交通省、広島県及び広島市の関係部署で構成し、会長が別に定める。ただし、当該事務局の事務のうち庶務は、広島市経済観光局観光政策部で行う。

(財産)

第7条 協議会の財産は、事業に伴う収入及びその他の収入並びに固定資産からなる。

2 協議会の財産は、会長が管理する。

3 協議会が解散する場合の財産の処分については、協議会が別に定める。

(経費)

第8条 協議会の事業実施に要する経費は、財産をもって充てる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始前に会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、その成立するまでの間、前会計年度の収支予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項による収入及び支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。

(補正予算)

第11条 既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、会長は補正事業計画書及び補正収支予算書を作成し、協議会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第12条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の結果を協議会に報告し、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成14年9月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年2月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年2月20日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成16年8月3日から施行する。

2 平成 16 年度の事業計画書及び収支予算書については、第 10 条の規定によらず、別に定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 「水の都ひろしま推進協議会 専門部会 運営要領」及び「水の都ひろしま推進協議会事務局会議 運営要領」は、廃止する。

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

水の都ひろしま推進協議会委員名簿

別表 1

	所 属	役 職	氏 名
有識者	広島大学大学院工学研究科	教授	にしな だいさく 西名 大作 ◎
	比治山大学現代文化学部	教授	やまだ ともこ 山田 知子
	近畿大学工学部	教授	いちかわ たかのり 市川 尚紀
市民団体等	ポップラ・ペアレンツ・クラブ	幹事	まさもと だい 正本 大
	京橋川かいわいあしがるクラブ	代表	やまもと え ゆ み 山本 恵由美 ○
	広島市内水面漁業協同組合	代表理事組合長	すずき しゅうじ 鈴木 修治

別表 2

	所 属	役 職 員
経済・観光等	一般社団法人広島県観光連盟	専務理事
	一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会	会長
	一般社団法人日本旅行業協会中四国支部	事務局長 ●
行政	国土交通省	中国地方整備局企画部広域計画課長
		中国運輸局観光部観光地域振興課長
	広島県	土木建築局河川課長
	広島市	経済観光局観光政策部長

注 1) 事務局は、国土交通省、広島県、広島市とする。

注 2) 全委員 13 名

注 3) 別表 1 の氏名欄の◎は会長、○は副会長、別表 2 の役職員欄の●は監事を表す。